

# 警察行政手続サイトを利用した道路使用許可申請等における手数料の納付方法の変更について

## ～～変更の概要～～

令和5年4月1日から、警察行政手続サイトを利用した場合の道路使用許可申請及び道路使用許可証再交付申請における手数料の納付は、

**兵庫県電子納付システムによる納付のみ**

の受付となり、窓口における兵庫県収入証紙での納付はできません。

兵庫県電子納付システムでの納付は、**申請1件ごとに1件ずつ納付を行い、個別の電子納付番号の交付を受けてください。**

## 申請手数料の納付方法

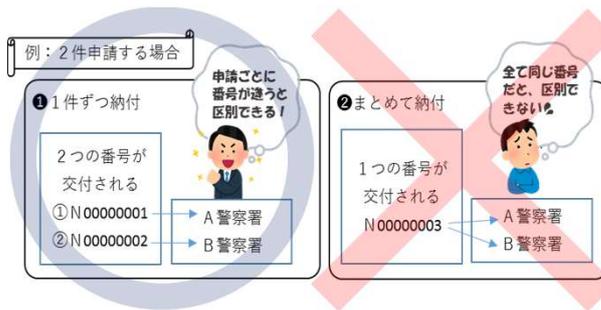
	電子納付	収入証紙
警察行政手続サイトから申請  電子で申請！	 電子納付が可能	 不可
窓口での申請 警察署窓口  窓口申請！	 不可	 収入証紙が可能

## 警察行政手続サイトを利用した申請の手順

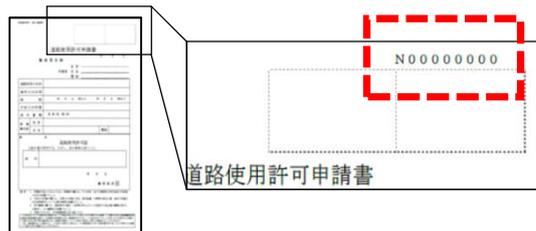
① 警察行政手続サイト申請の前に兵庫県電子納付システムで手数料を納付し、電子納付番号の交付を受ける。

・複数申請する場合、まとめて電子納付を行うことなく、**申請1件ごと1件ずつ納付して、個別の電子納付番号を取得してください。重要!**

・複数の申請手数料をまとめて納付した場合、電子納付番号は1件しか交付されず、どの申請に対する番号なのか区別できない。



② 交付された電子納付番号を申請書の右上余白に記載する。



③ 警察行政手続サイトから申請を行う。

④ 完了



【県警ホームページの電子納付（道路使用許可申請手数料）の説明ページ】

※ページ一番下のリンク「兵庫県電子納付サービス」からメールアドレスを登録をした後、手数料を納付してください。

※道路使用許可証再交付申請手数料は別ページになります。